

広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答（第2回 追加回答）

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
463	入札説明書	25	3	16.(5)入札価格の記載	項目別内訳表には、「施設費B」、「維持管理・運営費、その他の費用」(R7年度、令和8～10年度、令和11～12年度、令和13～20年度)の概算予算額が記載されていますが(5つのカテゴリーに分けて記載されていますが)、これらの金額はカテゴリー毎の上限価格になるのでしょうか。(第二次審査ではカテゴリー毎に予定価格の範囲内か否かの確認がなされるのでしょうか。)	概算予算額は「施設整備費(施設費、消費税等)」、「維持管理・運営費、その他の費用(維持管理費、運営費、その他の費用、消費税等)」のそれぞれについて予算額の範囲内でのみ契約することができるために示しております。 第2次審査において、事業費の内訳が「施設整備費(施設費、消費税等)」、「維持管理・運営費、その他の費用(維持管理費、運営費、その他の費用、消費税等)」ごとに予算額の範囲内であることを確認し、超過した場合には入札説明書に示した条件を満たしていないものとして欠格とします。 なお、施設整備費(施設費、消費税等)の概算予算額は「12,356,574(千円)」です。 施設整備費(施設費、消費税等)は、施設費A、施設費B、消費税等の合計で、割賦手数料は含みません。 また、上記及び入札説明書16.(5)に記載される「施設整備費」、「維持管理・運営費、その他の費用」に係る予算額は、予定価格を示すものではないためご注意ください。
464	(資料-1)事業契約書(案)	14	21	第34条_1項目	通常避けることができない騒音、振動、光害、地盤沈下、地下水の断絶などによる第三者に損害が生じた場合、事業者が負担するとありますが、通常避けることができないもので、「事業者が善良な管理者の注意義務を尽くしてもなお発生したものである場合は発注者と協議する」等の規定を追記することをご検討をお願いします。	本事業においては事業者が本施設の設計・施工・維持管理・運営のすべてを一括して実施するものであり、通常避け得ない事象の発生の有無、程度等についても事業者側で適切に想定し、管理することが可能であると認識されるため、原文のとおりとします。
465	(資料-1)事業契約書(案)	34	16	第87条_1項目	付帯事業において、不可抗力が生じ、付帯事業が行えない期間が生じてしまった場合、業務が行えなかったことに対するペナルティなどは生じるのでしょうか。	不可抗力により付帯事業が中断された場合のペナルティは生じませんが、不可抗力の終了後は速やかに付帯事業を再開させてください。なお、付帯事業は事業者が付帯事業者をしてその費用と責任において実施するものであるため、不可抗力により付帯事業が中断した場合の損失補填等はいりません。不可抗力の定義は、【資料-1】「事業契約書(案)」別紙6の第1項の規定に従います。
466	(資料-1)事業契約書(案)	41	33	第94条_第2項_四	金額及び支払方法については、事業者が締結している融資契約等の融資条件を踏まえて協議をしていただけたとの認識でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合は御理解のとおりですが、具体的な取り扱いについては、事業者と協議のうえ、国が決定します。
467	(資料-1)事業契約書(案)	43	19	第96条_第2項	「契約解除時点から当初の事業終了時点までに収受予定であった維持管理・運営費及びその他の費用の残額の10分の1に相当する額を違約金」とありますが、SPCが資金調達をする際に、金融機関から万が一の場合に備え違約金のリザーブを求められるため、SPCが資金を確保しておく必要があります。違約金の資金を準備することから、入札価格の増大が想定されるため、当該年度に収受予定であった維持管理・運営費及びその他の費用の10分の1に相当する額に変更できませんでしょうか。	No.169の回答を御参照ください。
468	(資料-1)事業契約書(案)	47	28	第105条_2項目	事業者の役員の変更については、事業期間中、変更頻度が多いと想定されるため、都度通知ではなく、年に1度(年度終了後直ちに)等に変更頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。
469	(資料-1)事業契約書(案)	64	17	別紙6_1_(3)その他	不可抗力の(3)その他には疫病や感染症も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	【資料-1】「事業契約書(案)」別紙6の第1項に規定する不可抗力の定義に該当するかについては、個別具体の事象の内容を踏まえ、国が都度判断します。 なお、新型コロナウイルス感染症のまん延など、その時点において既知のものとなり一定程度予見可能と判断できるものについては、対策を行ってください。

広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答（第2回 追加回答）

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
470	(資料-1-1)事業者等が付す保険等	1	20	第1.1.(3)_①保証委託条件	履行保証期間の終期について、本資料では「引渡時」までとなっておりますが、事業契約書(案)第9条には「引渡時又は完了日(いずれか遅い日)」までとなっております。どちらの記載を正とすればよろしいでしょうか。なお、本資料P2_8行目にも「引渡時」までとの記載があります。	「引渡日又は完了日(いずれか遅い日)」に訂正します。詳細は訂正表を御参照ください。
471	(資料-1-2)業績等の監視及び改善要求措置要領	5	10	第2章_2.(3)_①	国は必要に応じて、施工部分を最小限度破壊し、品質・性能の確認を行うことができ、その確認及び復旧に係る費用は事業者負担とありますが、金額が多額になることも想定されますので、こちら「発注者との協議」とさせていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。国による破壊検査は、施工不良の疑いが強い場合等、相当の理由がある場合に実施することを想定しており、検査費用及び復旧費用を国において負担する予定はありません。
472	(資料-1-3)事業費の算定及び支払い方法	5	6	第2.1	施設費A(防災棟施設整備業務費)にかかる消費税等は、令和10年度末に支払いとありますが、防災棟の引渡日と同日に支払いされる認識でよろしいでしょうか。 一方で、2. 支払方法の基本的事項において、請求書は、受理した30日以内に支払いされるとされております。国の確認前に請求書を発行するのでしょうか。	防災棟の引渡予定日は令和10年度末である令和11年3月31日を予定しております。また、施設費A(防災棟施設整備業務費)にかかる消費税等については、【資料-1】「事業契約書(案)」第79条に記載のとおり、国による完成確認結果の通知後に事業者から国に対する適法な請求書を受理した日から30日以内に事業者に支払います。前段については、施設費A(防災棟施設整備業務費)にかかる消費税等にかかる請求書を令和10年度末までに受理することを意図したものです。
473	(資料-1-3)事業費の算定及び支払い方法	6	3	第2.2	各事業費につきまして請求先は国土交通省と財務省とどちらになりますでしょうか。	契約者(支出負担行為担当官)である国土交通省中国地方整備局、財務省中国財務局(国)のそれぞれに請求書を発行してください。
474	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	94	24	第3節_2.(1)_b_(d)	行政財産使用料を支払う際にSPCからではなく、福利厚生サービス提供業務担当会社より直接支払うことは可能でしょうか。	福利厚生サービス提供業務にかかる行政財産使用料は、福利厚生サービス提供業務にかかる国有財産使用許可申請者である事業者が支払うものであり、福利厚生サービス提供業務担当会社より直接支払うことは不可とします。
475	(資料-3)附帯事業の実施条件	3	19	第2.2.(1)_⑥	行政財産使用料を支払う際にSPCからではなく、付帯事業業務担当会社より直接支払うことは可能でしょうか。	附帯事業に係る貸付契約又は使用許可の相手方は事業者に限るため、不可とします。
476	(資料-4)提案書類の記載要領	14	15	第1.5.■A_事業収支計画 <様式A-3添付②>	事業収支計画表について、「税引後当期利益(損失)」を起点に行っていく間接法での記載が想定されておりますが、よりシンプルに分かり易くするため直接法での記載としてもよろしいでしょうか。	様式A-3-1の事業収支計画で記載された内容との整合が確認できるものであれば構いません。
477	(資料-4)提案書類の記載要領	14	15	第1.5.■A_事業収支計画 <様式A-3添付②>	様式A-3添付②(Excel資料)の損益計算書において「費用-営業費用-維持管理費-庁舎維持管理費」の中に修繕費業務費の記載が二つございます。こちらは一つでよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。詳細は訂正表を御参照ください。
478	(資料-4)提案書類の記載要領	38	6	第2.2企業名の記載	融資予定の金融機関やその他出資者については、企業名の記載はされていてもよろしいでしょうか。	No.431の回答を御参照ください。
479	(資料-6)基本協定書(案)	2	5	第4条_第1項_五	会社法第107条第2項第一号ロに定める事項についての定めを置いてはならないとありますが、融資先の金融機関によっては、定款に株式譲渡のみなし承認を規定することを求められる場合がございますので、事前の書面による承諾がある場合にはお認めいただけますでしょうか。	原文のとおりとしますが、株式譲渡の事前承認に関しては国と金融機関が締結する直接協定の中で規定する想定です。